

# 學 則

社会福祉法人 昌明福社会  
昌明福祉専門学校

## 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は教育基本法の精神に則り、「学校教育法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法」の定めるところにより、日本人及び外国人留学生への、介護福祉に関する専門的知識と技能の教授、また求められる日本語能力の養成を通じ、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本校は、昌明福祉専門学校という。

(位置)

第 3 条 本校の位置を、  
愛知県名古屋市港区寛政町 6 丁目 21 番 2 に置く。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関する必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課程、学科及び就業年限、定員並びに休業日

(課程、学科、修業年限、定員並びに休業日)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

| 課程名         | 学科名                    | 修業年限     | 入学定員 | 総定員  | 学級数 | 備考 |
|-------------|------------------------|----------|------|------|-----|----|
| 教育・社会福祉専門課程 | 介護福祉学科                 | 2 年      | 40 名 | 80 名 | 2 組 | 昼間 |
| 文化・教養専門課程   | 日本語学科進学<br>2 年コース      | 2 年      | 20 名 | 40 名 | 2 組 | 昼間 |
|             | 日本語学科進学<br>1 年 6 ヶ月コース | 1 年 6 ヶ月 | 20 名 | 40 名 | 2 組 | 昼間 |

(学年、学期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期：4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期：10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 修業期間は、次のとおりとする。

【教育・社会福祉専門課程】

原則 2 年間とし、最長 4 年間を超えない。

## 【文化・教養専門課程】

日本語学科進学2年コース:4月1日から翌々年3月31日まで

日本語学科進学1年6ヶ月コース:10月1日から翌々年3月31日までとする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は特に必要があると認めた場合には休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日・日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏季休業
- (4) 冬季休業
- (5) 春季休業

2 前項第3号から第5号までに規定する休業日については、校長が別に定める。

## 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程、授業時数)

第8条 本校の各課程の教育課程及び授業時数等は、別表1【教育・社会福祉専門課程】授業時間数及び単位数・別表2【文化・教養専門課程】授業時間数のとおりとする。

2 別表1【教育・社会福祉専門課程】授業時間数及び単位数に定める授業時数の1単位時間は、45分とし、教育・社会福祉専門課程は卒業までに履修させる授業時数を、1942時間のうち1850時間以上とする。

3 別表2【文化・教養専門課程】授業時間数に定める授業時数の1単位時間は、45分とし、文化・教養専門課程は卒業までに履修させる授業時数を、進学2年コースは1600単位時間とする。進学1年6ヶ月コースは1200単位時間とする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 本校の各課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、

【教育・社会福祉専門課程】

講義にあつては15時間から30時間をもって1単位、介護実習は40時間をもって1単位とする。

【文化・教養専門課程】

講義にあつては45分をもって1単位時間とする。

(成績評価、課程の修了及び卒業)

第10条

【教育・社会福祉専門課程】

授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。但し、平素の成績または、レポートの評価をもって試験に代えることができる。授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。ただし、出席時数が授業時数の3分の2(介護実習においては5分の4)に達しない者は、その科目については評価を受けることができない。

【文化・教養専門課程】

授業科目の成績評価は、各学期末において、学期内の小テスト、定期試験の結果を総合的に勘案して行う。

2 本校の各課程に次の試験を行う。

【教育・社会福祉専門課程】

定期試験、追試験、再試験があり、筆記試験、実技試験、またはレポートによって行う。また、平素の学修状況、定期試験以外で授業時間内に行われる試験、あるいは課題提出によってよみ替えることもある。

【文化・教養専門課程】

小テスト、定期試験、追試験、再試験があり、筆記試験、及びパフォーマンス評価によって行う。

3 前条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は、卒業及び課程の修了の認定を行う。

4 本校の各課程卒業認定の基準は次のとおりとする。

【教育・社会福祉専門課程】

必要な修得単位数は、109 単位以上とする。

【文化・教養専門課程】

文化・教養専門課程は、各科目 C 評価 (GPA 1) 以上とする。

5 本校の各課程修了認定の基準は次のとおりとする。

【教育・社会福祉専門課程】

卒業要件を満たさない場合、修得した単位に関し、修了とする。

【文化・教養専門課程】

(1) 1年以上在籍した者。

(2) 卒業要件を満たさない場合、履修した科目に関し、修了とする。

(始業及び終業)

第 11 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

| 課程名         | 学科名                    | 昼夜別 | 始業時刻 | 終業時刻      | 曜日      |
|-------------|------------------------|-----|------|-----------|---------|
| 教育・社会福祉専門課程 | 介護福祉学科                 | 昼間  | 9 時  | 16 時 20 分 | 月曜日～金曜日 |
| 文化・教養専門課程   | 日本語学科進学<br>2 年コース      | 午前  | 9 時  | 12 時 30 分 | 月曜日～金曜日 |
|             |                        | 午後  | 13 時 | 16 時 30 分 |         |
|             | 日本語学科進学<br>1 年 6 ヶ月コース | 午前  | 9 時  | 12 時 30 分 | 月曜日～金曜日 |
|             |                        | 午後  | 13 時 | 16 時 30 分 |         |

ただし、授業時刻及び曜日について校長が必要であると認めた場合には、これを変更することができる。

(教職員組織)

第 12 条 本校に次の教職員を置く。

校 長 1 名

事務統括責任者 1 名

事務職員 2 名以上

学校医 1 名 (兼任)

【教育・社会福祉専門課程】

教員 3 名以上(うち専任3名以上)

【文化・教養専門課程】

教員 5 名以上(うち専任3名以上)

- 2 校長は、校務を司り、所属教職員を監督する。
- 3 教育課程の編成及び他の教員の責任者として、各専門課程に教務主任を置く。
- 4 職務の円滑な執行に資するため、教員会を置く。
- 5 教員会に関する事項は、別に定める。
- 6 教員会は校長が主宰する。

## 第4章 入学、休学、復学、退学、除籍及び卒業

(入学資格)

第 13 条 本校に入学することができる資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高校を卒業した者及び入学年度までに卒業が見込める者。
  - (2) 高等学校を卒業した者と同等の以上の学力があると認められる者で、18歳に達している者
- 2 外国人で本校に入学することができる者は、本校の各課程において次の条件を満たす者とする。

【教育・社会福祉専門課程】

本課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 本校が別に定める選考により、科目授業、実習等に支障のない日本語能力があると認められる者。

【文化・教養専門課程】

本課程に入学することができる者は、次の各号の2つ以上に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者。
- (2) 日本語教育の参照枠 A2 以上の日本語能力があると認められる者。
- (3) その他、本校において上記と同等の学力があると認めた者。

3 他校からの転入学は認めない。ただし、災害時においては、「協定書」に基づき、この限りではない。

(入学時期)

第 14 条

本校の教育・社会福祉専門課程入学時期は、4月とする。また、文化・教養専門課程入学時期は、4月と10月とする。

(入学手続)

第 15 条 本校の入学者の選考・入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 入学は、書類審査、筆記、面接試験により決定する。
- (2) 入学を許可された者は、所定の期日までに入学手続きを行い、入学金、その他の納付金を納めなければならない。
- (3) 故なく前項の手続きを行わなかった場合は、入学を取り消すことがある。ただし、校長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りではない。

(休学、復学)

第 16 条 疾病、その他やむを得ない事由によって、引き続き 3 ヶ月以上修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。ただし、文化・教養専門課程を修業する者については認めない。

2 前項の者が復学しようとする場合には、校長の許可を得なければならない。

(退学)

第 17 条 退学を希望する者は、退学願の提出を以て、校長の許可を得なければならない。

2 求めに応じず退学願を提出しない者は除籍とする。

【教育・社会福祉専門課程】に在籍する学生は

3 本校に4年間在籍し、なお、卒業または修了できない者。

【文化・教養専門課程】に在籍する学生は

4 本校に所定の期間在籍し、なお、卒業または修了できない者。

## 第5章 賞罰

(表彰)

第 18 条 出席状況並びに成績優秀等にして、他の模範となる者については、これを表彰する。

(懲戒)

第 19 条 本校の規則に違反し、学生としての本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められる場合には、懲戒を加えることができる。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学及び訓告とする。

3 前項に規定する退学は、次に該当する者に対して行う。

(1) 不法行為など日本の条例・法令に違反した者。

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。

(3) 学力劣等で成業の見込みがなく、勉学の意志がまったくないと認められる者。

(4) 正当な理由なく、総出席率70%もしくは月間出席率50%を下回る者。

(5) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第 20 条 校長は次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

(1) 所定の期日までに学費、その他納付金を納めない者。

(2) 外国人で出入国在留管理庁の在留資格が得られなかった者。

(3) 1ヶ月以上にわたって行方不明の者。

(4) 死亡した者。

【教育・社会福祉専門課程】に在籍する学生は、更に

(5) 在籍年数が4年を超えた者。

(6) 休学期間が1年を超えた者。

(7) 休学期間を過ぎても復学願、退学願または休学願を提出しない者。

## 第6章 入学検定料、入学金及び授業料

(納付金)

第 21 条 本校の各課程の入学検定料、入学金、授業料、実習費及び諸納付金は、次のとおりとする。

【教育・社会福祉専門課程】

- (1) 入学検定料20,000円
- (2) 入学金200,000円
- (3) 学納金は下表のとおりとする。

|       | 1 年次     |          | 2 年次     |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|
|       | 前期納入費    | 後期納入費    | 前期納入費    | 後期納入費    |
| 授業料   | 300,000円 | 300,000円 | 300,000円 | 300,000円 |
| 実習費   | 25,000円  | 25,000円  | 25,000円  | 25,000円  |
| 施設設備費 | 100,000円 | 100,000円 | 100,000円 | 100,000円 |
| 教材費   | 35,000円  | 35,000円  | 35,000円  | 35,000円  |
| 合計    | 460,000円 | 460,000円 | 460,000円 | 460,000円 |

【文化・教養専門課程】

- (1) 入学検定料20,000円
- (2) 入学金 50,000円
- (3) 教科書代、日本語能力検定試験料は実費とする。
- (4) 諸経費には、健康診断・行事(イベント)・学生の傷害保険等が含まれる。
- (5) 学納金は下表のとおりとする。

進学2年コース

|       | 1 年次     |          | 2 年次     |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|
|       | 前期納入費    | 後期納入費    | 前期納入費    | 後期納入費    |
| 授業料   | 325,000円 | 325,000円 | 325,000円 | 325,000円 |
| 施設設備費 | 12,500円  | 12,500円  | 12,500円  | 12,500円  |
| 諸経費   | 45,000円  |          | 45,000円  |          |
| 合計    | 720,000円 |          | 720,000円 |          |

進学1年6ヶ月コース

|       | 1 年次     |          | 2 年次     |
|-------|----------|----------|----------|
|       | 前期納入費    | 後期納入費    | 前期納入費    |
| 授業料   | 325,000円 | 325,000円 | 325,000円 |
| 施設設備費 | 12,500円  | 12,500円  | 12,500円  |
| 諸経費   | 45,000円  |          | 37,000円  |
| 合計    | 720,000円 |          | 374,500円 |

(授業料の納付)

第 22 条 授業料その他の納付金は、所定の期日までに納入しなければならない。

(授業料等の返還)

第 23 条 所定の学期開始前に退学、または、修了となった者に関しては、以降の学期の学費を返金する。  
詳細は別紙 1 学費返還規則を参照する。

(休学者の授業料)

第 24 条 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

## 第7章 寄宿舍

第 25 条 本学に学生の寄宿舍を設ける。

2 文化・教養専門課程を修業する者は、来日後、寄宿舍に6ヶ月以上入寮しなければならない。

3 寄宿舍の運営その他に関し必要な事項は、別紙2昌明福祉専門学校寮則に定める。

## 第8章 健康診断

第 26 条 学生は、学校が定めた健康診断を受けなければならない。

## 第9章 雑則

第 27 条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

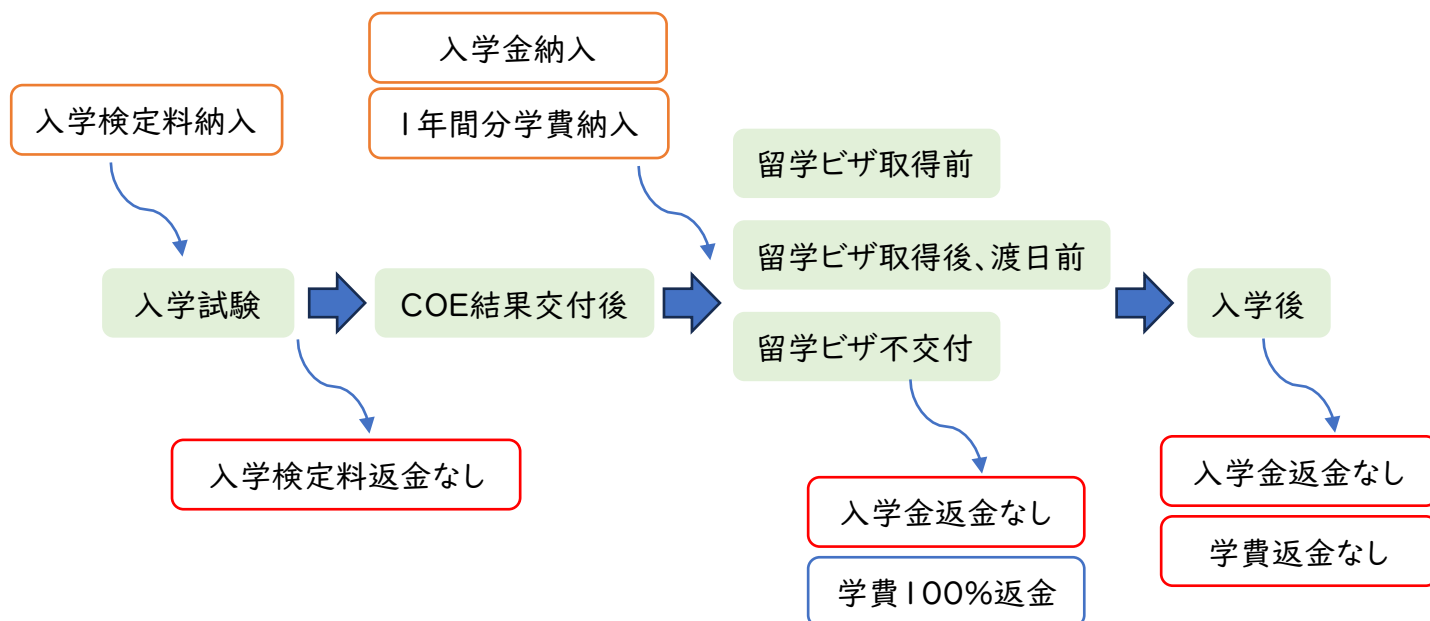
附則

1 この学則は、令和6年 4 月 1 日より施行する。

2 この学則の一部改正は、令和8年 4 月 1 日より施行する。

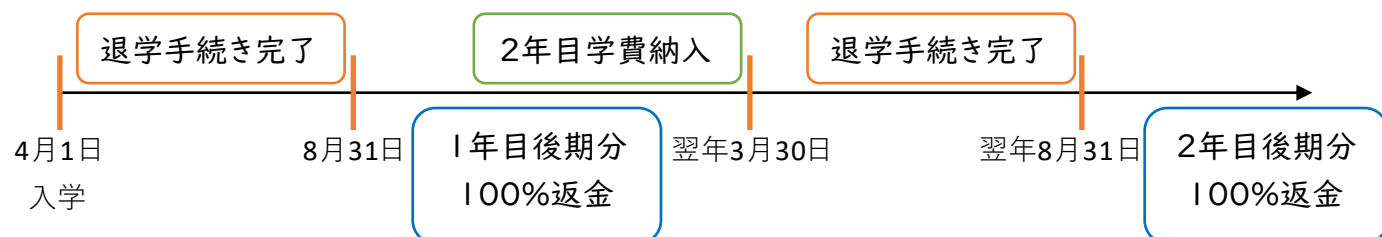


# 学 費 返 還 規 則

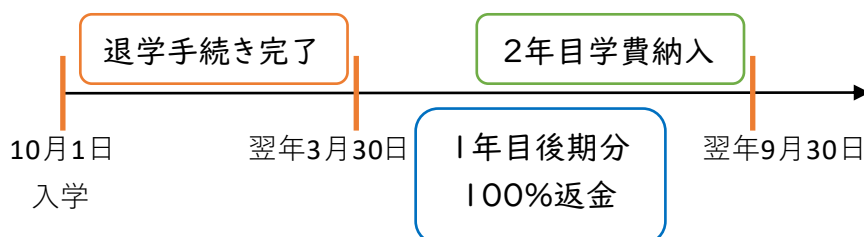


1. 入国が遅れることによる期間短縮の場合、差額は返金いたしません。
2. 入学検定料は在留資格証明書 (COE) の交付、不交付に関わらず、いかなる理由があっても返金いたしません。
3. 返金を希望する場合、手続きの段階別に、下記の必要事項を行わなければなりません。  
 留学ビザ取得前: 入学許可書及びCOEの返却  
 留学ビザ取得後、渡日前: COEの返却と、ビザの失効手続きを行った証明 (パスポートに貼ってあるビザのコピーなど)  
 留学ビザ不交付: COEを返却し、ビザ不許可の事実確認
4. 解約手数料は20,000円です。これを差し引いての返金になります。

## ・進学2年コース(4月入学)



## ・進学1年6ヶ月コース(10月入学)



### ★注意事項★

- ①学則第19条第3項の各号による退学、または、除籍となった学生には一切返金いたしません。
- ②【文化・教養専門課程】に在籍する学生は、他の日本語教育機関に転校する場合、返金を行いません。
- ③合計出席率80%以下の学生に対し、返金を行いません。(疾病その他のやむを得ない事由により欠席した者を除く。)



# 昌明福祉専門学校寮則

令和8年4月1日 制定

## 第1章 総則

### (趣旨)

#### 第1条

この寮則は、昌明福祉専門学校学則(令和6年4月1日制定。)第25条第3項の規定に基づき、昌明福祉専門学校学生寮(以下「学生寮」という。)に関し必要な事項を定める。

### (名称)

#### 第2条

小碓の里及び名古屋市港区西部いきいき支援センターに併設する寮の名称は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 小碓の里  
昌明福祉専門学校 小碓の里 学生寮
- (2) 名古屋市港区西部いきいき支援センター  
昌明福祉専門学校 いきいき支援センター 学生寮

### (目的)

#### 第3条

学生寮は、学生寮に入居している学生(以下「寮生」という。)に対して生活及び居住の場を提供することにより、日本における正しい生活習慣を身につけ、法律や規則、ルールを正しく理解し、それを守ることを心がけさせることを目的とする。

### (管理運営)

#### 第4条

学生寮の管理運営を円滑に行うため、学生寮運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 校長
  - (2) 事務を統括する職員
  - (3) 生活指導職員
  - (4) 寮長
- 3 寮長は、寮生から選抜する。
- 4 寮長に対し、寮費の一部免除を行う。
- 5 委員会は、学生寮の運営に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - (1) 学生寮の施設整備に関すること。
  - (2) 入退寮に関すること。
  - (3) 寮生の厚生補導に関すること。
  - (4) 寮生の保健衛生に関すること。
  - (5) その他学生寮の運営に関すること。

## 第2章 昌明福祉専門学校学生寮の提供等

### (入寮の資格)

#### 第5条

学生寮に入居する資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昌明福祉専門学校に入学予定または在籍する学生
- (2) 校長が特別に認めた者

### (在寮期間)

#### 第6条

寮生の在寮期間は、最短6ヶ月・最長1年とする。ただし、寮長に対し、この限りではない。

- 2 本校文化・教養専門課程に在籍する学生は、入学後、前項に定める期間に、学生寮に入寮しなければならない。

### (入寮申請)

#### 第7条

入寮希望者は、別に定める入寮願を校長に提出しなければならない。

- 2 寮長希望者は、別に定める選考の上、決定する。

### (入寮許可)

#### 第8条

入寮の許可は、入寮願を確認の上、校長が行う。

(入寮の手続)

第9条

入寮を許可された者は、別に定めるところにより入寮手続を行うとともに、次条に定める入寮に係る費用を納入するものとする。

(入寮金、寮費、雑費及び預り金)

第10条

寮生は入寮の際に別表の入寮金、寮費及び預り金を支払うものとする。

- 2 月の途中において入寮又は退寮する場合の当該月の寮費は、日割り計算とする。
- 3 寮費は、寮生が外泊、旅行又は帰省等により在寮しない期間についても徴収する。
- 4 雑費には、共用部分の掃除道具等消耗品が含まれる。
- 5 寮費及び雑費は、毎月末日までに翌月分を別表の指定する方法により支払うものとする。
- 6 支払った入寮金は、原則として返還しない。
- 7 毎月の水道光熱費は別表に定める。ただし、異常に高額の場合、寮生に請求するものとする。
- 8 預り金は、年度末及び退寮の際、未納の水道光熱費、寮費等及び第12条第3項に定める賠償金に充当し、余剰がある場合は返還する。
- 9 預り金は入寮中に寮費と相殺することはできない。本寮則に基づいて、完全履行の上、退寮後、昌明福祉専門学校は寮生に精算するものとする。
- 10 寮費等の徴収期限及び徴収方法は、別に定める。
- 11 寮費及び雑費は経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の学生宿舍家賃を参考とし、改定することができる。原則次年度から適用される。ただし、やむを得ない事由がある場合、1ヶ月以前にこれを通知し、適用することができる。
- 12 第10条の履行後は、昌明福祉専門学校と寮生が、互いに一切の請求をしないこととする。

(退寮手続)

第11条

天災、地変、その他昌明福祉専門学校の責に帰さない事由により、学生寮を通常の用に供することができなくなったときは、入寮許可は当然に消滅するものとする。

- 2 寮生は、第6条各項に規定する在寮期間が満了したときは、速やかに退寮するものとする。
- 3 寮生は、第13条第1項に規定する入寮資格を失った場合、1週間以内に退寮するものとする。
- 4 寮生が退寮の手続きを行うとき、下記の必要事項を全て済ませなければならない。
  - (1) 退寮の手続きを行う際に、別に定める退寮届を提出する。
  - (2) 退寮日については、昌明福祉専門学校と寮生が協議の上、決定する。
  - (3) 寮室等の私的空間の清掃・原状回復を行う。
  - (4) 鍵を昌明福祉専門学校に返却する。
  - (5) 第11条第4項第2号に決められた期日までに、寮生が私物を全て撤去する。また、遺留物は昌明福祉専門学校が処分する。

(原状回復・損害賠償)

第12条

寮生は、退寮する場合、退寮前に第11条第4項に規定する退寮の手続を行うものとする。

- 2 昌明福祉専門学校は、寮生の退寮前に、校長の指定する者に、寮室の施設及び設備・備品等の立ち会い点検を行わせるものとする。
- 3 常設設備(エアコン・照明等)通常使用による「故障」の場合、昌明福祉専門学校が責任をもって修理・回復しなければならない。ただし、寮生は故意又は過失による「損害」の場合、実費負担しなければならない。
- 4 寮生は、退寮に当たって寮室の引渡しを行うとともに、寮費等を精算するものとする。

### 第3章 昌明福祉専門学校学生寮の禁止事項及び退寮処分

(入寮許可の取消し)

第13条

校長は、入寮を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合、入寮の許可を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 正当な理由なくして、所定の期日までに入寮しないとき。
- (3) 入寮後2か月経過しても寮費等を納入しないとき。
- (4) 寮費等を3か月以上滞納したとき。
- (5) 入寮申請時に提出した書類に、重大な虚偽の記載があることが判明したとき。
- (6) 健康上共同生活に適さないと委員会が判断したとき。
- (7) 第14条第1項に規定する遵守事項に違反する行為をしたとき。
- (8) 第12条第3項に規定する損害賠償の義務を履行しないとき。
- (9) 第6条に定められた期間を超えたとき。ただし、やむを得ない事情がある場合、この限りではない。

(寮生の遵守事項)

第14条

寮生は、学生寮の利用に当たっては、次の各号の事項を遵守するものとする。

- (1) 入寮許可時に定められた居室(以下「寮室」という。)を寮生がメンテナンス(掃除)しなければならない。
- (2) 学生寮の共用部分を清潔に維持しなければならない。
- (3) 一時帰国・旅行・進学(就職)活動等の場合、委員会に外出・外泊届を提出しなければならない。
- (4) 火災その他の災害の予防に努め、それらの原因となる行為をしないこと。
- (5) 防火、衛生、施設の保全等管理上の必要から、第16条各項に定める規定に限って、校長等が実施する寮室の立ち入りに従うこと。
- (6) 寮生は、寮の共用の施設又は設備・備品等を利用することができる。ただし、使用后、元に戻さなければならない。
- (7) 寮生は、寮の施設及びその付帯設備等を破壊若しくは破損し、又は紛失した場合、速やかに、その旨を昌明福祉専門学校に届け出るものとする。
- (8) その他施設の保全及び学生寮の目的達成のため、委員会が定めるところに従うこと。

(寮生の禁止事項)

第15条

寮生は下記の禁止事項を犯した場合、委員会は協議の上、退寮処分を下すことができる。

- (1) 鍵のコピー
- (2) 学生寮を居住以外の用途に使用
- (3) 入寮許可時に定められた寮生以外、第三者を同居させるまたは泊まらせること
- (4) 許可なく他人の寮室に入室すること
- (5) ペット若しくはペットとしての野鳥類、動物類、魚類等の持ち込み
- (6) 階段、廊下等の共用部分に、私物を置くことを禁ずる。
- (7) 音楽、楽器等を大音量で聞いたり、大声で騒いだりすること
- (8) 外出する場合、照明、エアコン等を電気を切らずに放置すること
- (9) 指定喫煙以外での喫煙
- (10) 学生寮内での商業行為、政治、思想、宗教活動など、その他学生寮の秩序を乱すこと

(学生寮への立ち入り)

第16条

下記の緊急事態が発生したとき、寮生の許可無く、寮室への立ち入りができる。

- (1) ガス漏れ、水漏れ、火災等があった場合。
  - (2) 不審な物音、異臭等が居室内からする場合。
  - (3) 数日登校せず、連絡が取れない場合
  - (4) その他緊急事態が発生したとき、昌明福祉専門学校は協議の上、寮室に立ち入ることができる。
- 2 下記の重要事項が発生したとき、寮生の承諾を得て、寮室に立ち入ることができる。
- (1) 消防点検等の維持管理のため。
  - (2) メンテナンス(掃除)の状況を確認するため。
  - (3) 常設設備を修理・回復のため。
  - (4) その他重要事項が発生したとき、昌明福祉専門学校は協議の上、寮室に立ち入ることができる。

## 第4章 その他

(雑則)

第17条

この寮則に定めるもののほか、寮に関し必要な事項は、別に定める。

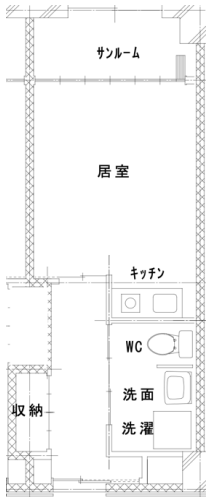
(附則)

この寮則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第10条関係 寮費等)

昌明福祉専門学校 小碓の里 学生寮

◆ 間取



◆ 入寮時

|     |         |
|-----|---------|
| 入寮金 | 25,000円 |
| 預り金 | 25,000円 |
| 合計  | 50,000円 |

◆ 月額料金

|       |         |
|-------|---------|
| 寮費    | 25,000円 |
| 水道光熱費 | 5,000円  |
| 雑費    | 500円    |
| 合計    | 30,500円 |

◆ 住所

名古屋市中区土古町2丁目21番地8 小碓の里3階

◆ 入居条件

- ・ 人数:2人で1部屋
- ・ お風呂は共用になる。

◆ 寮室設備

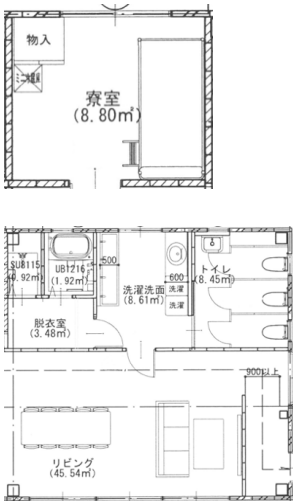
- ・ 収納付家具
- ・ ベッド
- ・ エアコン
- ・ 洗濯機
- ・ 冷蔵庫

◆ 共用設備

- ・ 電子レンジ

昌明福祉専門学校 いきいき支援センター 学生寮

◆ 間取



◆ 入寮時

|     |         |
|-----|---------|
| 入寮金 | 28,000円 |
| 預り金 | 28,000円 |
| 合計  | 56,000円 |

◆ 月額料金

|       |         |
|-------|---------|
| 寮費    | 28,000円 |
| 水道光熱費 | 10,000円 |
| 雑費    | 500円    |
| 合計    | 38,500円 |

◆ 住所

名古屋市中区寛政町6丁目40番地 いきいき支援センター3階

◆ 入居条件

- ・ 人数:2人で1部屋
- ・ お風呂・トイレは共用になる。

◆ 寮室設備

- ・ ベッド
- ・ ハンガーラック
- ・ エアコン

◆ 共用設備

- ・ 冷蔵庫
- ・ 電子レンジ
- ・ 洗濯機
- ・ テレビ
- ・ ソファ

上記の寮則は、双方理解したことを証する為、本寮則を2通作成し、各署名捺印の上、それぞれが各1通を所持することにする。

年 月 日

◆ 寮費等納入先

|      |             |
|------|-------------|
| 銀行   | 百五銀行        |
| 支店   | 当知支店        |
| 口座名義 | 社会福祉法人昌明福祉会 |
| 口座番号 | 231533      |
| 納入期限 | 毎月15日まで     |

☐ 小碓の里 学生寮

☐ いきいき支援センター 学生寮

住所:

電話:

(家主)

昌明福祉専門学校

印

☐

寮生

住所:

☐

寮長

電話:

(学生)

印

在留カード番号:

生年月日:

年

月

日

別表1 【教育・社会福祉専門課程】授業時間数及び単位数

45分＝1時間 講義・演習1単位＝15時間 実習1単位＝40時間

| 区分          | 教育内容           | 授業科目               | 単<br>位<br>数 | 履修時<br>間数 | 1年次 |     | 2年次 |     |
|-------------|----------------|--------------------|-------------|-----------|-----|-----|-----|-----|
|             |                |                    |             |           | 前期  | 後期  | 前期  | 後期  |
| 人間と社会       | 人間の尊厳と自立       | 人間の理解              | 2           | 30        | 30  |     |     |     |
|             | 人間関係とコミュニケーション | 人間関係とコミュニケーション     | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             | 社会の理解          | 社会と制度の理解Ⅰ          | 2           | 30        |     | 30  |     |     |
|             |                | 社会と制度の理解Ⅱ          | 2           | 30        |     |     | 30  |     |
|             | 人間と社会に関する選択科目  | 国語表現               | 2           | 30        |     | 30  |     |     |
|             |                | 情報処理               | 4           | 60        |     |     | 30  | 30  |
|             |                | 日本文化論（選択）          | 2           | 30        |     |     | 30  |     |
|             |                | 計                  | 18          | 270       | 60  | 90  | 90  | 30  |
| 介護          | 介護の基本          | 介護の基本Ⅰ             | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             |                | 介護の基本Ⅱ             | 4           | 60        |     |     | 30  | 30  |
|             |                | 介護の基本Ⅲ             | 4           | 60        |     |     |     | 60  |
|             | コミュニケーション技術    | コミュニケーション技術        | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             | 生活支援技術         | 生活支援技術A            | 4           | 60        | 60  |     |     |     |
|             |                | 生活支援技術B            | 4           | 60        |     |     | 60  |     |
|             |                | 生活支援技術C            | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             |                | 生活支援技術D            | 4           | 60        |     |     |     | 60  |
|             |                | 生活支援技術E            | 2           | 30        |     | 30  |     |     |
|             |                | 生活支援技術F            | 2           | 30        |     |     | 30  |     |
|             |                | 計                  | 36          | 540       | 150 | 120 | 120 | 150 |
|             | 介護過程           | 介護過程Ⅰ              | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             |                | 介護過程Ⅱ（演習）          | 2           | 30        |     |     | 30  |     |
|             |                | 介護過程Ⅲ（課題研究）        | 4           | 60        |     |     |     | 60  |
|             |                | 計                  | 10          | 150       | 30  | 30  | 30  | 60  |
|             | 介護総合演習         | 介護総合演習Ⅰ            | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             |                | 介護総合演習Ⅱ            | 4           | 60        |     |     | 30  | 30  |
|             |                | 計                  | 8           | 120       | 30  | 30  | 30  | 30  |
|             | 介護実習Ⅰ          | 第1段階実習             | 2           | 80        | 80  |     |     |     |
|             |                | 第2段階実習             | 4           | 184       |     | 184 |     |     |
|             | 介護実習Ⅱ          | 第3段階実習             | 5           | 200       |     |     | 200 |     |
|             |                | 計                  | 11          | 464       | 80  | 184 | 200 | 0   |
|             | 国家試験対策         | 介護福祉士特別講座（選択）      | 2           | 30        |     |     |     | 30  |
|             |                | 計                  | 2           | 30        | 0   | 0   | 0   | 30  |
| こころとからだのしくみ | 発達と老化の理解       | 発達と老化の理解           | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             | 認知症の理解         | 認知症の理解             | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             | 障害の理解          | 障害の理解Ⅰ             | 2           | 30        |     | 30  |     |     |
|             |                | 障害の理解Ⅱ             | 2           | 30        |     |     | 30  |     |
|             | こころとからだのしくみ    | こころとからだのしくみⅠ       | 4           | 60        | 30  | 30  |     |     |
|             |                | こころとからだのしくみⅡ       | 4           | 60        |     |     | 30  | 30  |
|             |                | 計                  | 20          | 300       | 90  | 120 | 60  | 30  |
| 医療的ケア       | 医療的ケア          | 医療的ケアⅠ（基礎・講義）      | 2           | 34        |     | 34  |     |     |
|             |                | 医療的ケアⅡ（分野別知識と実施手順） | 2           | 34        |     |     | 34  |     |
|             |                | 医療的ケアⅢ（演習）         | 4           | 60        |     |     |     | 60  |
|             |                | 計                  | 8           | 128       |     | 34  | 34  | 60  |
|             |                | 合 計                | 113         | 2002      | 440 | 608 | 564 | 390 |

※必修科目の履修時間は1942時間

別表2【文化・教養専門課程】授業時間数

1単位時間数＝45分

| 授業科目   | 進学2年コース    |           |          |          | 科目別<br>総単位<br>時間数 | 授業科目   | 進学1年6ヶ月コース |           |          | 科目別<br>総単位<br>時間数 |
|--------|------------|-----------|----------|----------|-------------------|--------|------------|-----------|----------|-------------------|
|        | 週あたりの単位時間数 |           |          |          |                   |        | 週あたりの単位時間数 |           |          |                   |
| レベル    | 初級<br>A2   | 初中級<br>B1 | 中級<br>B2 | 上級<br>C1 |                   | レベル    | 初級<br>A2   | 初中級<br>B1 | 中級<br>B2 |                   |
| 実施週数   | 10         | 10        | 40       | 20       | 80                | 実施週数   | 10         | 10        | 40       | 60                |
| 作文     | 3          | 3         | 3        | 3        | 240               | 作文     | 3          | 3         | 3        | 180               |
| 読解     | 3          | 3         | 2        | 3        | 200               | 読解     | 3          | 3         | 2        | 140               |
| 聴解     | 3          | 3         | 2        | 3        | 200               | 聴解     | 3          | 3         | 2        | 140               |
| 会話     | 4          | 4         | 4        | 4        | 320               | 会話     | 4          | 4         | 4        | 240               |
| 発表     | 1          | 1         | 1        | 1        | 80                | 発表     | 1          | 1         | 1        | 60                |
| 漢字     | 5          | 5         | 2        | 3        | 240               | 漢字     | 5          | 5         | 2        | 180               |
| 介護のことば | 0          | 0         | 3        | 0        | 120               | 介護のことば | 0          | 0         | 3        | 120               |
| 日本事情   | 1          | 1         | 1        | 1        | 80                | 日本事情   | 1          | 1         | 1        | 60                |
| JLPT   | 0          | 0         | 2        | 2        | 120               | JLPT   | 0          | 0         | 2        | 80                |
| 合計     | 200        | 200       | 800      | 400      | 1600              | 合計     | 200        | 200       | 800      | 1200              |